

相続税申告で遺言控除の創設！？

政府・与党は平成 27 年 7 月、有効な遺言による相続を条件に、一定額を相続税の基礎控除額(3,000 万円+法定相続人の数×600 万円)に上乗せして控除する『遺言控除』を新設する方針を固めました。早ければ平成 29 年度税制改正での実施を目指すそうです。制度設計は今後詰められていきますが、控除額は数百万円を軸に検討され、仮に 300 万円の遺言控除となれば、30 万～165 万円(税率や配偶者への遺産分割割合等により変動します)の減税となります。政府としては、遺産相続をめぐる紛争を抑止し、若い世代へのスムーズな資産移転を図るため遺言作成を普及させたいようです。遺言控除の創設が実現するかはまだわかりませんが、遺言作成は相続争いを未然に防ぐ有効な手段の一つですので、一度検討してみたいはいかがでしょうか。

マイナンバーの「通知カード」が送付されます！

マイナンバーは、平成 27 年 10 月 5 日時点で住民票に記載されている住民に指定され、10 月中旬から順次、市区町村から住民票の住所に簡易書留で郵送されます。

マイナンバーは平成 28 年 1 月以降、社会保障、税、災害対策の分野で行政機関などに提出する書類に記載することが必要になります。例えば、所得税の確定申告の場合、平成 29 年 2～3 月に行う平成 28 年分の確定申告からマイナンバーを記載します。

マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除き、番号は変更されませんので、取り扱いに十分ご注意ください。

また、住民票の住所と異なるところにお住まいの方は、郵便物に気を付けておいて下さい。

厚生年金保険料率の改定

平成 27 年 9 月分(10 月納付分)より毎月の給与(標準報酬月額)と賞与(標準賞与額)にかかる厚生年金保険料率が 17.828%に引き上げられます。保険料は事業主と被保険者で折半しますので、各々 8.914%ずつ負担することになります。一般的には、翌月 10 月支給の給与より控除額が変更になります。給与計算の際はご注意ください。

ちなみに、厚生年金保険料率は、平成 16(2004)年より毎年 9 月に 0.354%(事業主/被保険者折半で 0.177%)ずつ引き上げられ、平成 29(2017)年以降 18.3%(事業主/被保険者折半で 9.15%)に固定することが法律で定められています。



領収書について、あれこれ

お客様から、領収書についてお問い合わせをいただくことがあります。ご参考までに、いくつかご紹介します。

- ① 収入印紙を貼っていないものをもってしまいました。→領収書は有効です。
- ② 高額な支出の領収書を2枚に分けてもらいましょうか？→税務処理のことを考えて額面金額を低く抑えたいということで複数枚に分けるのは脱税行為に当たります。
- ③ 記載漏れのある領収書をもってしまいました。→自分で加筆・修正はしないでください。ただし、日付や品名など鉛筆で小さくメモ書きしていただくと経理処理時に参考になります。
- ④ コピーでいいですか？→お手元には必ず原本を保存しておいてください。
- ⑤ クレジットカードの請求明細でいいですか？→厳密には領収書が必要です。カードで支払いをされた時の領収書等も保管をお願いします。
- ⑥ ネットオークションで購入したので領収書がありません。→代わりに取引内容確認メールや取引画面のプリントアウトと支出時の記録(振込票等)で経費処理します。
- ⑦ 領収書の出ない出費はどうしたらよいですか？→業務上必要なお祝い金や香典等、領収書のないものは、招待状・熨斗袋の表書きのコピー・挨拶状などを保管し、金額の記録を残して下さい。
- ⑧ 保存期間は何年ですか？→法人税法上7年または9年、個人事業主の場合は5年です。

保存期間については、「長いですね」と言われることが多いのですが、「税務調査」の時に必要なもので、やはり守っていただきたいと思います。

芥川龍之介賞受賞作「火花」

今話題の小説「火花」は、お笑いタレントのピース・又吉直樹さんが書いた初の中編小説です。

この作品の初出は『文學界』2015年2月号。掲載時より現役人気お笑いタレントの手がけた純文学小説として話題を呼び、文芸誌である同誌が増刷されるヒットとなったほか、第28回三島由紀夫賞候補作、第153回芥川龍之介賞受賞作となり、内容面でも高い評価を得ています。

秋の夜長に純文学を楽しんでみませんか？

